

令和2年3月24日

託送供給約款以外の供給条件の認可について

関東経済産業局長から、西武ガス株式会社（法人番号8030001089452）、桐生瓦斯株式会社（法人番号3070001015806）、大東ガス株式会社（法人番号3030001056382）、鷲宮ガス株式会社（法人番号6030001031267）、武陽ガス株式会社（法人番号3013101000328）、昭島ガス株式会社（法人番号8012801001829）、小田原瓦斯株式会社（法人番号4021001032398）、秦野瓦斯株式会社（法人番号7021001022743）、湯河原瓦斯株式会社（法人番号1021001032054）及び長野都市ガス株式会社（法人番号3100001004887）による託送供給約款以外の供給条件の認可申請に関する、ガス事業法第177条の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」（平成12・09・28資第8号。その後の改正を含みます。以下単に「審査基準」といいます。）における当該認可に係る審査基準に照らし、当委員会として検討を行った結果、当該認可申請について、認可をすべきと考えられるため、別紙の通り関東経済産業局長に意見を回答いたしました。

(別 紙)

官 印 省 略
20200324 関 東 第 69 号
令 和 2 年 3 月 2 4 日

関東経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

託送供給約款以外の供給条件の認可について（回答）

令和2年3月24日付け20200324関東第6号により貴職から当委員会に意見を求められた託送供給約款以外の供給条件の認可の申請については、認可することに異存はありません。